

# 自動販売機の設置場所貸付に係る仕様書

## 1 貸付場所及び貸付面積

| 物件番号 | 財産名称            | 所在地                     | 貸付箇所   | 位置図  | 貸付面積                                  | 台数 |
|------|-----------------|-------------------------|--------|------|---------------------------------------|----|
| 1    | 群馬県<br>総合教育センター | 伊勢崎市<br>今泉町一丁目<br>233-2 | 4階給湯室前 | 位置図B | 2.2 m <sup>2</sup><br>(2.20m × 1.00m) | 1  |

※1 貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

※2 回収ボックス設置方法および使用済み容器の回収方法の詳細については、センターと協議のうえ決定する。

## 2 貸付期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（更新なし）

## 3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置者」という。）の遵守事項

### （1）大きさ及びデザイン等

#### ①大きさ

おおよそW1200mm×D950mm×H2000mm以内

#### ②デザイン

周辺環境に配慮したユニバーサルデザインとする。

#### ③決済方法

現金のほか、可能な限りキャッシュレス決済（交通系IC等やQRコード）に対応していること。

### （2）環境対策

#### ①省エネ

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

#### ②低GWP冷媒機

地球温暖化係数（GWP）が相当程度小さい、二酸化炭素、炭化水素又はハイドロフルオロオレフィン（HF01234yf）等を冷媒として採用した機種とする。

### （3）安全対策

#### ①転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準」（清涼飲料自

販機協議会作成)を遵守した措置を講じるものとする。

### ②食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法)及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならぬ。

### ③防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化技術基準」(日本自動販売機システム機械工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

## (4) 使用済み容器の回収

### ①回収ボックスの設置

原則として自動販売機1台に2個の割合で自動販売機脇に設置する。ただし、総合教育センターの要望により増設すること。

なお、回収ボックスに投入された容器等は、全て回収・処分すること。(分別に則さないものは除く。)

### ②回収ボックスの規格

#### ア 素材

プラスチック製又は金属製とする。

#### イ 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱したりしない十分な収容容積とする。

#### ウ その他

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。

### ③使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)など、関係法令に基づいて適切に処理する。なお、回収ボックスのゴミ袋は設置者負担とする。

## (5) 自動販売機の設置及び管理運営

- ①設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。
- ②設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。
- ③設置者において、専門技術サービス員による保守業務を隨時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応する。

#### 4 販売商品の種類等

- (1) 種類 酒類を除く飲料とする。
- (2) 価格 標準販売価格（定価）以下とする。
- (3) その他 研修場所という性質上、缶よりも蓋のあるペットボトル等の利用が多いと見込まれるため、可能な限り蓋付きのものを多く入れること。

#### 5 貸付料

落札価格とする。

#### 6 電気料等

設置者が自ら設置したメーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき、群馬県が定めた行政財産使用許可事務取扱要領の規定を準用して計算した額とする。

メーターを設置しない場合は、以下のとおりとする。

- (1) 電気使用料 自動販売機の定格消費電力に基づき、群馬県が定めた行政財産使用許可事務取扱要領の規定を準用して計算した額とする。
- (2) 水道使用料 飲料の販売実績に基づき、別途定める算定式により計算した額とする。

#### 7 売上手数料

徴収しない。

#### 8 売上実績の報告

必要に応じて、売上数量等の実績報告を行うものとする。

#### 9 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。
- (2) 電気及び水道使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。なお、設置にあたっては群馬県の指示に従うものとする。

#### 10 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して群馬県の確認を受けなければならない。

#### 11 自動販売機設置に伴う事故

群馬県の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

#### 12 商品等の盗難及び破損

- (1) 群馬県の責に帰することが明らかな場合を除き、群馬県はその責を負わない。
- (2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。